

第389回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和4年9月27日(火) 10:02～10:10

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、北本委員、岩船委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、少し時間が遅くなりましたけれども、ただいまから「第389回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より説明をお願いいたします。

○田中総務課長　総務課長の田中でございます。

本委員会の開催につきましては、オンラインの開催といたします。

第1部については、公開案件ではありますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただいております。

なお、第1部の議事の模様については、インターネットで同時中継を行っています。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。その会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題については、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、議題の1「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」に関しまして、田中総務課長から御説明をお願いいたします。

○田中総務課長　それでは、資料3を御覧いただけますでしょうか。「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」となっております。

4行目以下、内容でございますけれども、以下の申請者から2022年9月21日及び22日付で経済産業大臣宛てに、特定小売供給約款により難い特別な事情がある場合における供給条件の認可等を求める申請があり、資料3-1のとおり、経済産業大臣から意見の求めがあったものでございまして、これらに対する委員会の回答について御検討いただくものでございます。

続きまして、「概要」ですけれども、3ページ目、44行目に行っていただきますと、今回の申請ということですが、「電気」につきましては、以下にあるとおり、みなし小売電気事業者、一般送配電事業者及び離島等に関係する一般送配電事業者から、それぞれ申請が出ている形になっております。

「ガス」に関しては、61行目以下にありますとおり、みなしガス小売事業者及び一般ガス導管事業者から、それぞれ申請が出ているところでございます。

続きまして、4ページ目の71行目、「申請に係る供給条件の内容等」ということでございます。

こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、緊急小口資金等の貸付を受けている需要家等から、一時的に電気料金の支払いが困難であるという申し出があった場合には、それぞれ以下にあるとおり2020年3月から2022年6月検針分の支払期限を原則として5か月延長、以下、7月検針分については4か月、8月検針分については3か月、9月については2か月、10月は1か月ということで延長するものでございます。

「ガス」につきましても同様に、それぞれ延長するという形になっているものでございます。

次の112行目でございますけれども、「本供給条件による供給を必要とする理由」ということで、2020年3月19日に経済産業省から、新型コロナウイルス感染症の影響等により一時的に公共料金の支払いが困難となる者に対して電気・ガス料金の支払期日の延長等を行うよう、電気事業者及びガス事業者に対する要請が行われたところでございまして、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に支払いが困難となる需要家からの申し出に柔軟に対応する必要があるため、本措置の適用期間を更に1か月延長する等の措置が必要というものでございます。

4. にありますとおり、本申請につきましては、約款により難い特別な事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支えないものと考えられることから、これらを

踏まえ、委員会として経済産業大臣が本申請に係る認可等を行うことに異存はない旨を、経済産業大臣に回答することとしたいというものでございます。

以上、御審議のほどをよろしく願いをいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

圓尾委員、お願いいたします。

○圓尾委員　　この申請は、毎月順送りのような形で受けていますけれども、基本的には、事業者さんが必要だと申請されたものに対して拒否するものではないですし、必要だったら、これはこのとおりにやっていただくものだと思います。

ただ、一方で、コロナ感染症の影響は、行動制限も、もう随分前になくなって、マクロ的には、世の中の行動は通常状態というか、コロナ後の通常状態に定着しているような感じがしますし、コロナがはやった直後のような緊急小口資金の融資を受けたなどということは、随分少なくなってきていると思います。事業者さんから、そのあたり、どんな状況になっているか、できれば一度ヒアリングして事務局で把握しておいていただけたらと思いました。

以上です。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、事務局から何かコメントはございますか。

○田中総務課長　　ただいま圓尾委員から御指摘がありましたとおり、コロナの状況は、当初から少し変わってきているところもあろうかと思っておりますので、ただいまの御指摘も踏まえまして、状況の把握に努めてまいりたいと思います。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異存：なし)

異存がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長 事務局から1点、お伝えをします。

前回の委員会からの間に1件、緊急での書面開催を行っております。令和4年台風14号に係る特定小売供給約款の特例認可等につき、9月22日付で認可等を行うことに異存はない旨、経済産業大臣に回答しております。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——